

1. ひらかた高齢者保健福祉計画21とは

1. 計画の位置づけ及び計画期間

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する。

第9期計画の計画期間：令和6年度から令和8年度までの3年間。

2. 計画策定の趣旨

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みを作り上げていくための方向性をまとめたもの。
- 計画期間における介護給付等対象サービスや地域支援事業の必要量の見込み、また介護保険施設等の整備数について定めるとともに、これらサービス提供の財源となる介護保険料の算定を行う。

2. 第9期計画策定に向けたアンケート調査（4種類）の実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国様式）

要介護状態ではない高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を明らかにする。

②在宅介護実態調査（国様式）

要介護もしくは要支援の認定を受け、在宅で生活されている高齢者について、介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握・分析する。

③高齢者の健康づくり等に関する実態調査（市独自）

要介護、要支援のいずれの認定も受けていない高齢者の健康づくりや日々の暮らしぶり、将来の生活に対する考え方等を把握・分析する。

④介護保険サービス等に関する実態調査（市独自）

要介護もしくは要支援の認定を受けている高齢者の介護サービスの利用実態、将来の生活に対する考え方等を把握・分析する。

3. 国様式の調査（①及び②）について

国からの通知（※）に基づき、第9期においても引き続き実施する。
なお、調査項目は第8期と同じ内容で示されている。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象：介護保険の第1号被保険者（65歳以上）であり、要介護認定を受けていない市内在住者
1,300名（要支援認定者は対象）（市内13の日常生活圏域から各100名の無作為抽出）

調査方法：郵送による無記名調査

（参考）前回実績：同様の調査対象と方法により、有効回答数892件、有効回答率68.6%

②在宅介護実態調査

調査対象：要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している市内在住者 概ね600件程度回収

調査方法：認定調査員の聞き取り（既に令和4年9月より調査開始）

（参考）前回実績：同様の調査対象と方法により、有効回答数693件

（※）第9期介護保険事業（支援）計画に向けた調査の実施

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。

<実施いただきたい調査>

○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握するために重要であり、実施していただきたい。

○ 在宅介護実態調査については、介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要介護認定を受けている者を対象とした調査である。計画の作成にあたり関係者と議論する際の材料として有用であり実施していただきたい。

4. 市独自調査（③及び④）について

国からの通知（※）を踏まえ、第9期においても引き続き実施する。

③高齢者の健康づくり等に関する実態調査（市独自） …配付資料3 調査票案

調査対象：要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市内在住者1,300名
（市内13の日常生活圏域から各100名の無作為抽出）

調査方法：郵送による無記名調査

（参考）前回実績：同様の調査対象と方法により、有効回答数873件、有効回答率67.2%

④介護保険サービス等に関する実態調査（市独自） …配付資料4 調査票案

調査対象：要支援・要介護認定を受けている65歳以上の市内在住者1,300名
（市内13の日常生活圏域から各100名の無作為抽出）

調査方法：郵送による無記名調査

（参考）前回実績：同様の調査対象と方法により、有効回答数755件、有効回答率58.1%

（※）第9期介護保険事業（支援）計画に向けた調査の実施

<実施を検討いただきたい調査>

○ その他のサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査については、調査の実施・分析に必要な体制の確保に留意しつつ、可能であれば実施を検討いただきたい。